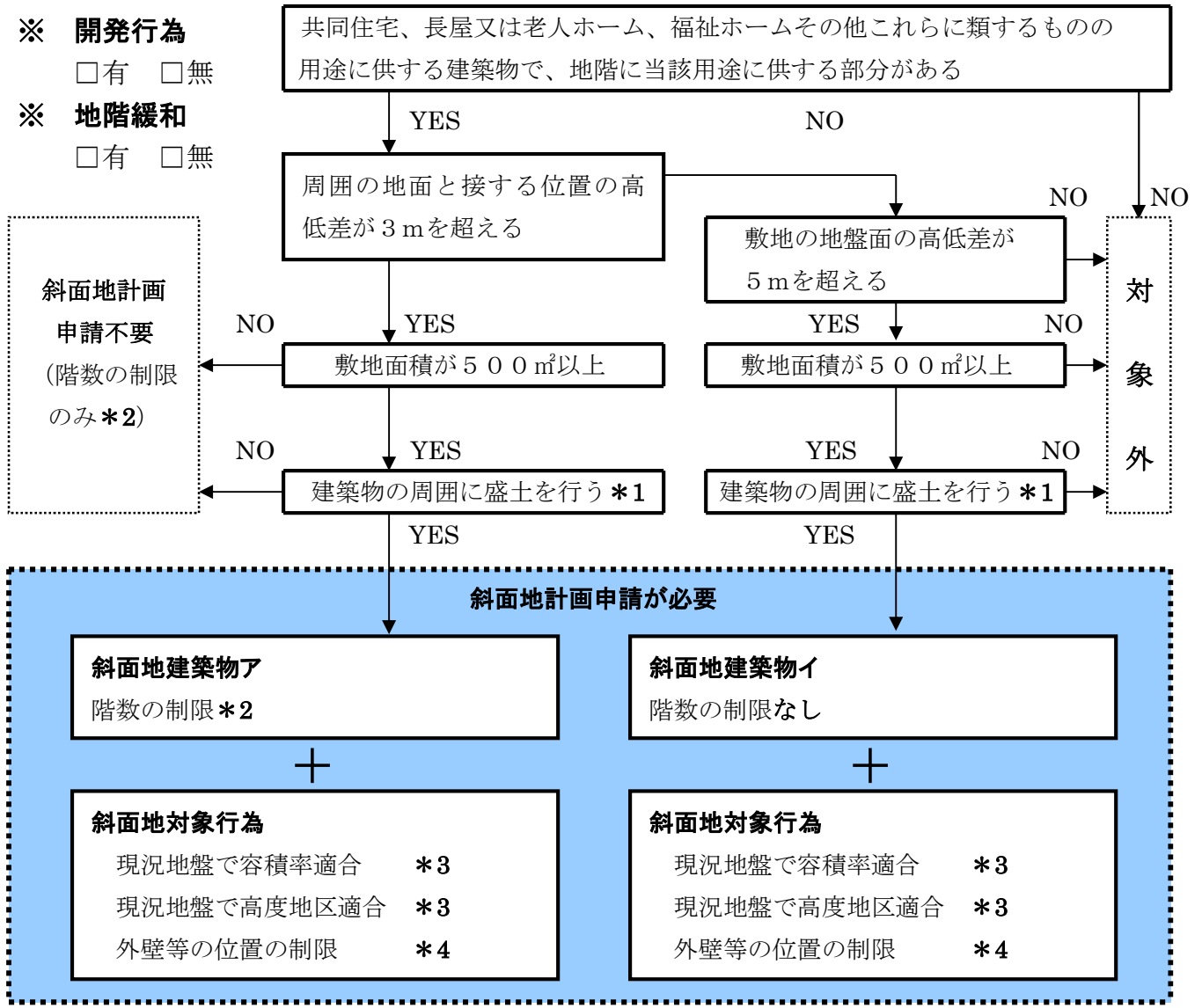


「川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例」

フローチャート



*1 盛土は、少しでも盛土を行う場合について対象になる。

*2 第1種高度地区：階数5以下 / 第2種高度地区：階数7以下（条例第3条第1項）

*3 斜面地建築物が周囲の地面と接する位置を、盛土をする部分は盛土後の地面の高さではなく現況地面の高さ、切土をする部分は切土後の地面の高さに接するものとして考える。（条例第5条第1号）

*4 敷地の最も低い部分と、斜面地建築物が周囲の地面と接する位置で最も高い部分との高低差の3分の1の高さまでにある隣地境界線：隣地境界線から4mの範囲は斜面地建築物の部分や工作物は設置できない。（*a）

それ以外の隣地境界線：隣地境界線から4mの範囲は盛土に接する斜面地建築物の部分や工作物は設置できない。（*a）

※地盤面下は除く。

※公園等に接するときはその幅の1/2のただし緩和あり。（条例第5条第2号）

*a 外壁又はこれに代わる柱の面の中心線の長さの合計が3m以下の場合等、緩和規定あり。（施行規則第6条）